

中世南フランスに於ける職業団体

——中世都市モンプリエを対象として——

桂 秀 行

はじめに

中世フランス王国は制度上も慣習法上も、多様な諸地方からなる複合体であったと言われている。このことは、中世都市に於ける職業団体 *métier* の在り方を主題に据える際にも予め念頭に置く必要がある。王国の首都パリでは通常宣誓ギルド *métier juré* と称される独特の職業団体が早くも十二世紀に姿を現わす。要するにそれは、親方試作品に代表される資格審査、都市および一定の領域内での営業独占と加入強制を伴う同職者の団体であると言言できようが、フランス中世職業団体を扱った従来の総合的研究は、専らこの宣誓ギルド制の形態・発展の

叙述であるとしてもさして誇張には当らない程なのである。しかしながら宣誓ギルド制の拡がりは、中世全体を通じて凡そパリを典型とする初期の王領地をおおうに過ぎず、それが王国全体に及ぶのは漸く十六世紀末葉以降の事柄に属する⁽²⁾。この時期以前、王国の大部分をなす他の諸地方にあっては、職業団体は各地域のもつ個性が投影した旧来の性格を多かれ少なかれ保持し続けていたものであり、この点に関して地域研究は寧ろ立ち遅れていると言わねばならない。

本稿の対象とする南フランス諸都市の場合、上述のバリとほぼ同時代、すなわち十二世紀を端緒として、慣習法特許状、領主・コンスル法令、職業団体の規約等の史

料のなかに職業に係る記述が現れる。これらの素材をもとに推測される職業の在り方は、今日迄研究者の関心を専ら惹いてきた宣誓ギルドの場合とは対蹠的な特性を示している⁽³⁾。以下ではその詳細に立ち入ってみたい。

考察の対象として中世都市モンブリエが選ばれたが、それはこの都市が中世南フランスにあっては最も早期に商工業の発達をみ、それだけに早くから職業に係る史料を豊富に残しているからである⁽⁴⁾。時期的には十二世紀末から十四世紀末に至る凡そ二世紀間を扱う。この期間には都市参事会たるコンシユラが都市領主からの自治を果たす一方で、アルビジョア十字軍を経た後王権の影響力の倍加する時期に当たっている。しかし十三世紀末から十四世紀にかけて、トゥールーズに於いてコンスルの経済警察権 *Police économique* が国王により繰返し確認されていることから判る様に、国王官吏の侵害はあったものの、経済警察権に関する限り概ねコンスルの手中にあったと考えてよい。同時代のモンブリエに於いても職業を規制する法令は排他的には言えないまでも大部分、コンスルが自らの権限に基いて作成したものであった⁽⁵⁾。後にみるように職業団体の規約作成の際にはコンスルの

みが立ち会い、国王ないし都市領主の関与はみられないのが通例である⁽⁶⁾。かかる意味からして右の二世紀間はコンシユラの自治期と性格づけることが許されよう。そしてそれは同時に、南フランスに於ける職業団体の個性が最も強く発揮された時期に外ならないのである。

(1) 就中代表的な著作として次のものは見落とすべきではない。E. M. Saint-Léon, *Histoire des corporations de métiers depuis leurs origines jusqu'à leur suppression en 1791*, Paris, 1897; E. Levasseur, *Histoire des classes ouvrières et de l'industrie en France avant 1789*, 2 vols., Paris, 1900-1901; Fr. Olivier-Martin, *L'organisation corporative de la France d'ancien régime*, Paris, 1938, pp. 81-260; E. Coornaert, *Les corporations en France avant 1789*, Paris, 1941; E. Dolleus et G. Debove, *Histoire du travail en France*, t. I, Paris, 1953, pp. 55-113.

(2) 例えは Fr. Olivier-Martin, *op. cit.*, pp. 93-95, 等。
(3) E. Levasseur, *op. cit.*, t. I, pp. 275-279. 以下、南北フランスにつき職業団体の対比が簡略に指摘されている。なお南フランス職業団体自体を取り扱った研究として古くは H. Vaschalde, *Recherches sur les anciennes sociétés et corporations de la France méridionale*, Paris, 1873, pp. 31-46. があるが、今日の研究水準に耐え得な

い。従つて次の研究が現在なお唯一のものであり、本稿も
いかに負うところが大きい。A. Gouron, *La réglementation des métiers en Languedoc au moyen âge*, Genève-Paris, 1958.

(4) 用ゐられる史料は次の通りである。

1. *Liber Instrumentorum Memoriaium*, éd. par A. Germain et la Soc. arch. Mont., 1884-1886. (以下、L. I. M. と略記) 2. *Le Petit Thalamus*, éd. par la Soc. arch. Mont., 1840. (P. Th. と略記) 3. A. Germain, *Histoire de la commune de Montpellier*, 3 vols, Montpellier, 1851, Pièces justificatives. (Commune と略記) 4. Id., *Histoire de la commune de Montpellier*, 2 vols, Montpellier, 1861, Pièces justificatives. (Commerce と略記)

最初に挙げた L. I. M. は、十三世紀初頭都市領主ギレム八世が自らに属する権利一切を纏め上げる意図をもつて編んだ記録文書集である。第二の P. Th. とは、当時法律家により言ふなれば実務上の必携として用いられていた同一系統に属する都市帳簿の群を指す。今日に伝わっているものは、近世以降に行われたコピーを除外しても十種を下らない。刊本の底本として用いられたのは、代々コンシユラ付きの書記の用に供されていた帳簿であり、大要次の五部から成っている。一、慣習法、二、法令集、三、誓約集、四、ロマンス語の年代記、五、フランス語の年代記。

(5) A. Gouron, *op. cit.*, pp. 145-146.

(6) 上述の期間に染色業に係る都市領主の法令 (*Communes*, t. II, n° XXXIX, n° LX) や農耕者に関係するセネシャル法令 (n° XXV) 等が知られているが、相対的には僅かに過ぎない。

(7) 一三二二年古着屋の規約の場合、コンスルによる合意のほぼ半月後に都市領主のバイイも承認を与えている。 (*Commune*, t. II, n° XXXII.)

一 職業に就く自由—モンブリエ慣習法から

十三世紀初頭、モンブリエの在地領主ギレム八世の結婚問題に端を発する内紛により都市領主権が遠隔のアラゴン王ハドロ二世の手中に落ちた時、市民はこの機を利しつつ都市自治を最終的に確立するとともに、新領主に大憲章 *Grande Charte* と呼ばれる慣習法特許状 (以下、G. C. と略記) を確認させた (一二〇四年)。更に翌一二〇五年には多額の金銭貸与の見返りとして領主側のいっそう大幅な譲歩を引き出したのち、上記大憲章の補遺 (G. C. と略記) を公布させた。⁽¹⁾ これらの慣習法の各条項は起源・性格ともに多岐に亘るが、いずれにせよ十一世紀末以来の商工業の飛躍的發展に伴いつつ形成された、都市的特権とも言うべき規定を数多く含んでいる。

なかでも職業に係る一連の条項は我々の関心を惹く。以下、逐一検討してゆくことにしよう。

先ず G. C. 第九七条である。「monopolium, rassa, trassa はこれを行ってほならない。」⁽²⁾ A・ジェルマンおよび J・ボームルは条文中 rassa, trassa をそれぞれ extortion (不法徴税), queste (タイユ) と理解しているが、これは適訳ではなからう。A・グロンに依ればそれらはいずれも convention secrète (秘密の約定) を意味し、monopolium もほぼ同義であるという。⁽¹⁾ 実際、モンブリエの別の史料に於いて稀に見られる rassa ないし trassa なる用語は何らかの私的密約を表現するのが通例であり、またマルセイユの一史料では、rassa はその様な私的密約をとり結ぶ際の誓約 (sacramentum) と等置されているのである。⁽³⁾ つまり右の条項は少数者やグループが仕入や生産・販売に於いて私的な密約を交わすことを禁じているのであろう。従って次の C. C. 第六条は直接これに係っている。「モンブリエに於いて何人かがある取引契約を結んだ時に、他の市民が居合わせ、当該契約に加わることを望むならば、最初の契約締結者はその一部を譲らねばならない。…しかし自家消費のために購

入する物品についてはこの限りではない。⁽²⁾」すなわち原料や生産手段の購入、小売商品の仕入につき少数者の独占を排除することが意図されている。だからこそ、自家消費のための物品購入は適用を除外されているのである。

次に G. C. 第一九条。「パン、ぶどう酒、干し草その他全ての物品についての不当な禁止 (iniqua interdicta) はモンブリエから完全に排除される。而してここでは何人も自らの利益を追求し、如何なる職業も行うことができる。この点につき何らの妨害もあってはならない。」⁽⁸⁾ この条項では市民の職業に就く自由が謳われているが、条文の前半部との関連では解釈は必ずしも自明ではない。「不当な禁止」として先ず思い浮かぶのは banvin 等の領主制的桎梏である。しかし恐らく次の点を考え併せる必要があるだろう。すなわち、領主は必ずしも生産・販売に於ける少数者の独占に敵対的ではなく、寧ろ何らかの賦課租とひきかえにそれを承認する傾向が強かったことである。⁽⁹⁾ モンブリエ自体の史料では具体的事例は見受けられないが、南フランスの他都市、例えばアルルの一三三八年付証書にみえるケルメス染料の独占者や、ニ―

ムに於けるオリヅ油精製(一一二五年)・石灰の製造(一一四七年)の独占権を都市領主より得た一族の存在が知られており、またベルピニャンでは一一七四年、都市領主であるアラゴン王が従来の店舗所有者からの賦課租の見返りとして店舗の新設を禁止している。⁽¹¹⁾ 同様の事例として一二二二年トゥールーズの肉屋の場合がある。⁽¹²⁾ 従って、かの「不当な禁止」のうちにこのような様々の規模の独占を含めることも充分な理由をもっているのである。この点を認めるならば、問題の「職業に就く自由」の規定は上述の〇・〇第九七条の一面面を言い表したものと解することができ、同時にそれは、コンシュラ権の上昇に伴う領主権の後退の一面面として位置づけ得るであろう。

さて、当市ではいま述べた職業に就く自由の原則は市民のみに限定されず、外地人にまで及んでいた。〇・〇第三一条がこのことを示している。「ある外地人が金銀や金銭ないしその他の物品を何人かに預託し、あるいは貸与したならば、また自らの財産をソキエタースの形式で何人かに委ねたならば、あるいはまた自ら店舗や仕事場をもち何らかの職業を営む場合、あらゆる財産は平

時・戦時を問わず安全でなければならない。もし何人かが自分の息子・甥や他の誰かを(徒弟として)ある職業に送り込んだならば、彼等はその財産とともに平時・戦時を問わず安全でなければならない。⁽¹³⁾ 都市モンブリエの国際的な性格を考慮する時、⁽¹⁴⁾ 外地人にも大商業に携わることが許されている点はまず当然とみななければならぬ。しかし条文中、それが一般の手工業種にも及んでいる事実注目すべきであろう。あらゆる職種に関して職業に就く自由が外地人にすら認められていたのであり、このことは北部諸地域にはみられない、南フランス諸都市の特徴と看做し得るからである。⁽¹⁵⁾

とはいえ、外地人の営業に対する制限が皆無であったのではない。原料等の購入に際する機会均等を規定した上述の〇・〇第六条で、外地人が締結された取引契約に介入し得るのは外地人の行う購買の場合に限定されている。⁽¹⁶⁾ また、毛織物染色については十二世紀末以来外地人の営業を禁ずる法令が繰り返して出されている。先づ一八一年領主ギレム八世は有力市民から成る評議会の助言を得て一法令を公にし、毛織物染色業および染色毛織物の小売はその色を問わず市民に限ることを命じている。⁽¹⁷⁾

G. 第一一〇条では染色業の禁止条項についてはそのまま繰り返されているが、染色毛織物の小売は行商による場合に限り外地人にも許可されるに至っている⁽¹⁸⁾。次いで一二二六年および一二五一年のコンスル法令はいずれもこの同じ問題を取り扱う。しかし外地人に対する制限はいっそう緩やかになっている。すなわち、第一の法令では五年間の都市滞在あるいは市民である婦人との結婚の後二年間の滞在を条件に、外地人も毛織物染色業を営んでよいとされており、第二の法令にあっては、二年間の滞在、都市内に三〇〇 lb. melguen の不動産所有、以後十年間に亘る都市居住の誓約、以上三点が外地人による営業の条件となっているのである⁽¹⁹⁾。毛織物染色に関して公権力により施行されたこれら一連の排外的政策は当時唯一のものだが、勿論のこと当該職種につき宣誓ギルドに比すべき独占団体の存在を証明しているのではない。それは外地人へのみ関係する規定であって、市民相互間の問題ではないからである。モンブリエ産の染色毛織物、とりわけなぎいかだの種子を染料として用いる緋色の毛織物は当時国際的に高い評価を得ており、上記一連の法令を貫ねく排外主義は寧ろかかる染色毛織物の品

質維持の関心に結びついていたものと考えられる。しかもその禁令も十三世紀の経過中に緩和の方向を辿ったことは右にみた通りである。

(1) 以上の経緯について J. Baume, *Histoire d'une seigneurie du Midi de la France*, t. I, Montpellier, 1969, pp. 187-193; pp. 213-237; pp. 259-261. 又 A. Gouron, "Libertas hominum Montispessulan", *Rédaction et diffusion des coutumes de Montpellier*, *Annales du Midi, Études d'histoire méridionale*, Numéro spécial en hommage à Philippe Wolff, XC (1978), pp. 290-295.

(2) P. Th., pp. 44-45.

(3) それぞれ A. Germain, *Histoire de la commune de Montpellier*, t. I, Montpellier, 1851, p. 112. 又 J. Baume, *op. cit.*, t. I, p. 254.

(4) A. Gouron, *La réglementation des métiers...*, p. 78; p. 254; p. 318.

(5) P. Th., p. 127: 'privadas paccions que vulgarens son appelladas rassa...'; P. Th., p. 289: 'si hanc rassa ni trassa alcuna ni alcun convinent fis contra aquestas causas, o encontra algunas daquestas...'. 本稿凡四一九五頁参照。

(6) 'contraciones et rassas seu sacramenta facta super

- pactionibus vel statutis improbandis...'. (G. Mickwitz, *Die Kartellfunktionen der Zünfte und ihre Bedeutung bei der Entstehung der Zunftwesens*, Helsingfors, 1936, p. 69.)
- (7) *P. Th.*, pp. 62-63.
- (8) *P. Th.*, pp. 12-13. なお G. C. に先立って領主ギム八世の治世に未完に終った慣習法集成の試みが知られており、その諸断片が現存するが、当条項はそのなかに既に見出される。(一二〇一年頃に属するものと想像される) A. Germain, *op. cit.*, t. I, pp. 269-280; A. Gouron, "《Libertas hominum Montispeulanus》...", pp. 291-292.
- (9) Fr. Olivier-Martin, *op. cit.*, p. 98; A. Gouron, *La réglementation des métiers...*, pp. 76-77. 参。
- (10) *Ibid.*, p. 76. 参 p. 77.
- (11) G. Mickwitz, *op. cit.*, p. 72.
- (12) M. A. Mulholland, *Early Guild Records of Toulouse, 1270-1332*, New York, 1941, Introduction, p. xi.
- (13) *P. Th.*, pp. 18-19.
- (14) 十二世紀にギムンリエを訪れた著名なラビである Benjamin de Tudela は、既にこの都市に溢れる外地人の多様性を目を見張っている。A. Germain, *op. cit.*, t. I, Introduction, pp. LXIV-LXV.
- (15) E. Coornaert, *op. cit.*, p. 26; E. Levasseur, *op. cit.*, t. I, pp. 275-276.
- (16) *P. Th.*, pp. 62-63. また本稿八一頁参照。
- (17) *P. Th.*, p. 137.
- (18) *P. Th.*, pp. 48-49.
- (19) *P. Th.*, p. 138.
- (20) *P. Th.*, pp. 138-139. 一二二六年法令に比べ、結婚条項が削除された分だけ外地人に対する制限が緩和されたのである。

二 職業団体の起源

(1) 手工業者の集住

モンプリエに於いては既に十二世紀から、同職者の一定街区への集住が史料上確認できる。すなわち、近傍に集住していたものと考えられる職種の名称を帯びた街区・街路や市門が認められるからである。表1はそれを十二世紀一杯に時期を限って纏めたものである。十三世紀以降になるとかかる事例は時代を追って数を増し、今日なお市街図にその跡をとどめている。とはいえ、都市内に存するあらゆる職業につき集住が行われた訳ではない。第一に香料商人など遠隔地商業に関する職種には当てはまらない。(但し、表1から明らかなように両替商

(85) 中世南フランスに於ける職業団体

表1 同職者の集住(12世紀)

年 代	街 区・街 路 名	職 種	史 料
1127 年	Flocaria	羊毛の準備工*	L. I. M., n°LII
1127-1139 年	Blancharia	自鞣皮製造業者	n°CXXXIII
1136 年	同 上	同 上	n°CCXXIV
1183 年	Vermeilaria	緋色の染色工	n°CXV
1194 年	—	両 替 商	Commerce, t. I, n°VI
	via publica de Draparia	毛 織 物 業 者	
12 世紀	coirataria vetula	鞣皮製造業者	L.I.M., n°CCLXXXIII
1176 年	—	同 上	n°CLXIV Commerce, t. I, n°IV

* Du Cange, E. Levy, A. Gouron 等の見解に基づく。

A. Germain は羊毛商人。L. J. Thomas は原毛の仲買人・商人であるとしている。

は一街区に集住していた。更に、公証人・弁護士を初めとする自由業についても集住は行われない。その他、生産者自身や消費者の都合に応じ幾箇所かに分散している職業も少なくはなかったのである。⁽²⁾

集住の契機について生産者側の便宜、衛生や消費者の利益などへの配慮が主に考えられねばならないことは言うまでもあるまい。しかしこの都市では更に次の様な事情、すなわち都市領主のイニシアティブも一因として与っていたことが判る。というのは、一一七六年領主法令は都市の鞣皮製造業者に呼びかけ、領主自らが用意した土地に移住したのち、定められた借地料を条件に新たな店舗を構えること、他処では鞣皮の販売を行ってはならぬことを命じているからである。⁽³⁾ かような領主の財政的関心のもつ比重如何に関しては、史料が限られているので確定し難いが、ともかく、集住の広範な拡がりのうちに南フランスの主要都市、とりわけモンブリエの独自性を認めることができる。⁽⁴⁾ のみならずC.C. 第二九条は次の如く述べ、集住現象の拡大に伴い、十三世紀初頭迄にそれが慣習法上強制されるに至ったことを示している。「モンブリエに於いてこれまで慣例的に存在しており、

集中していた職業や仕事場は常に当該の場所にとどまるべきであり、如何なる場合にも他処へ移動してはならない。但し魚屋居住区 (peissonaria) を除いて。この魚屋居住区は唯一度限り、現在魚屋居住区の住居や店舗を所有している者たちの利益を損うことなく移動すべきである。しかし隣接した場所には、あらゆる職業は拡大することができ⁽⁵⁾る。(後段の魚屋居住区に関する例外規定は単に当時何らかの理由で居住区の移転が日程にのぼっていたために過ぎまい。) かくて職業団体は十二世紀以来、隣保団体として存在し始めていたのである。

(2) 職業団体の軍事的編成—スカラ

十三世紀初頭に至ると、都市防衛のための組織が諸々の職業団体を基盤にして編成されていたことが知られる。それはスカラ (scala) と呼ばれ、都市囲壁 Commune Clôture に当時備わっていた計十市門の一週間の防衛を種々の職業団体に割り当てる制度である。この組織は都市帳簿 P. Th. 第二部法令集の冒頭に収録された文書から明らかに⁽⁶⁾なるのだが、表2はこの文書をもとに作成したスカラの全容である。

件の都市帳簿は保存の目的というより寧ろ実用に向け

て書き留められただけに、証書の形式をとどめない文書が数多く含まれている。スカラ制に関する右の文書もその例に漏れず覚書の体裁をとり、日付も欠いている⁽⁷⁾。そのためスカラの成立時期、成立事情は闇に包まれている。ただ、G. C. 第九五条に於いてスカラが史料上初出することから、遅くともこの慣習法特許状の公布された一二〇四年迄に成立していたことは疑い得ない。恐らくそれ以前、程遠からぬ時期に起源をもつものと想像される⁽⁸⁾。また表2をみると、都市内で最有力の職業団体 (両替商や低地の毛織物商等) から極く小規模な職業団体にまで及んでいるので、この組織が上から計画的に創設されたものであることは確実である⁽⁹⁾。職業団体は「行使する職業に基づく市民の分割単位」(A. グロン) と看做され、都市防衛の義務が一律に賦課される。かかる共同の軍事活動の繰り返しを通じて、同職者が共属の感情を高めたであろうことは想像に難くない。

(3) 職業団体の長 consuls du métier と監視人 gardes

一二〇七年を皮切りに職業団体の長が史料に現れる⁽¹⁰⁾。

一方、先に引いた一一七六年付領主法令でギレム八世が交渉相手としているモンプリエの鞣皮製造業者

(87) 中世南フランスに於ける職業団体

表2 スカラ

スカラ名	職 業 名	市 門
日 曜 日	大ブルジョア (plageses*), 弁護士, 公証人	St-Gilles
	肉屋	St-Guillem, Peyrou
	魚屋	Montpellierét
	外科医および理髪師	Legassieu
	画家, 巡礼者の旅籠屋	Saunerie
	染色工, 羊皮紙仕上工, 水運搬入 (pozandiers)	Blanquerie
	St-Firmin の小間物商 ¹ , ボタン製造人	Obilion
	lezendiers(?), Castel Moton の小間物商	St-Denis (に通ずる新) 門
	パン焼き職人, 粉煉り人, 飾手, 家禽商	(Peyrou) 新門
	子羊の毛皮商	St-Guillem, Peyrou
月 曜 日	りすの毛皮商, 皮帯製造人, スカート 仕立人	Montpellierét, Obilion, St-Denis
	洋服修繕屋	新門, Legassieu, Blanquerie
	陶器工, 瓦製造人, 桶屋	St-Gilles
	ガラス工, 馬被い製造人	Saunerie
火 曜 日	農耕者	Montpellierét, Obilion, Saunerie, St-Guillem, Peyrou
	Peyrou の小間物商	新門
	白鞣皮製造業者	Blanquerie, St-Gilles, St-Denis
	屠殺業者, 帽子屋, りす皮の仕上工	Legassieu
水 曜 日	鞣皮製造業者 ^{1'}	St-Gilles, Montpellierét, St-Denis
	靴屋	新門, Legassieu, Blanquerie
	鍛冶屋 ^{2'}	Peyrou, St-Guillem
	針製造人, 木靴工, 網屋, ビール醸造 業者, 鍋釜類製造業者, 馬はみ製造人, 大鋏製造人, ランプ 製造人	Obilion, Saunerie
	両替商	St-Gilles, Montpellierét, St-Denis
	亜麻布商	Legassieu
木 曜 日	(麦などの) 束ね人	新門
	香料商人	Blanquerie
	金銀細工師 ^{1''}	St-Guillem
	薬種商, (羊毛の) 漂白人 (candoradors)	Obilion
	St-Nicolas の小間物商, 茜による染色工	Saunerie
	鞍打工, 指輪製造人	Peyrou

金 曜 日	低地の毛織物商	Obilion, St-Denis
	高地の毛織物商	Saunerie, St-Guillem
	穀物商	Peyrou, 新門
	羊毛の準備工	Montpellierét
	古着屋	Legassieu
	行商人, 屑屋	St-Gilles
	仲買人 (corratiers de mercadiers)	Blanquerie
		Obilion, Montpellierét
		Peyrou, 新門
		Saunerie, St-Guillem
土 曜 日	Obilion の大工	St-Denis (新) 門
	Peyrou の大工	Legassieu
	石工	Blanquerie
	人足	St-Gilles
	織布工, 粉ひき	
	居酒屋	
	粉ひきの下男 (menador de bestias), 遠隔地の仲買人 (corratiers de bestias)	

史料の欄外に書 1 および lo sen gros (la grosse cloche) の小間物商
き込まれた追加 1' 鞆製造人および財布製造人

2' および皮帯製造人

1'' および Le Cannau と Le Peyrou の (妾などの) 束ね人

* 'plageses' の訳語については, A. Gouron, *La réglementation des métiers...*, p. 97. の記述に従ったが,
必ずしも疑問がない訳ではない。

P. Th., *Les Établissements*, pp. 95-97. より作成

coiraterii Montipessulani は、それを記述した証書からする限り未だ長の組織を備えていない様に見受けられる⁽¹³⁾。従ってこの組織についても概ね一二〇〇年前後の時期にその起源を求めるのが穏当であろう。可能性としてスカラ創設との関連も考えられるかもしれない。

ところで、P. Th. 第三部誓約集にはこの職業団体の長が就任時にコンスルの前で行うべき誓約文言が収められている⁽¹³⁾。そこでは当職務就任者は「都市共同体の統治につきコンスルに対し助言を与えるために設定された者」とされ、その具体的職務内容として次の如く述べられている。「良心に従って正しい助言を与え、貴方〔コンスル〕および都市共同体を守り、貴方に忠実に従い、秘密の評議事項は外部に漏らさない。而してコンスル法令を遵守し、能う限り我が職業団体の成員にも遵守させる。而して鐘の合図により、もしくは貴方の使者の知らせにより参集し、懸案の問題が述べられる迄そこから退出しない。…」実際コンスルが法令を發布する際の助言者として、都市の有力

層から構成される評議員 *consiliarii* と相並び、職業団体の長 *consules officiorum* がしばしば顔をみせている。⁽¹⁴⁾ しかも法令の内容は必ずしも商工業に係りがあるとは限らない点からして、それは単なる利益代表ではない。また、コンスルを初め主要な都市官吏の選挙人を選出する際にも職業団体の長が参集し、一定の役割を果たしていたことが知られている。⁽¹⁵⁾

十三世紀の経過中に殆どの職業が長を備えるに至ったものと思われる。実際、十三世紀末以来一連の職業的カリタースの規約(後述)⁽¹⁶⁾ は多くの場合、職業団体ないしカリタースの長に言及している。当初長の選任はほぼ例外なくコンスルに依り、この点は十四世紀半ば過ぎまで変化しない。例えば一二二二年バン焼き職人の長、一二九五年獣脂ろうそく製造人の長はコンスルによって任命されることが明記されており、一三四〇年にはコンスルによる長任命の成行を記載した報告書が現存している。⁽¹⁷⁾

コンスルは他方、各職種につき日常的な経済活動の監視人を任命した。*P. Th.* 第三部には先に引いた長の行う誓約とは別箇に、この監視人がコンスルに対して行うべき誓約文言が職種別に記されている。⁽¹⁸⁾ しかし緋色の染

色工や粉ひきの場合を除けば、監視人は長が兼任するのが通例であった様に思われる。⁽²¹⁾

以上から明らかな如く、長および監視人の存在は各職業団体の自律的發展の所産とは看做し得ず、寧ろ十三世紀初頭以来、都市行政上、あるいは経済統制上の必要のため都市当局により上から与えられた制度であると言えよう。とはいえ、十四世紀半ばを過ぎるとその任命権はコンスルの手を離れ、職業団体の成員による選出か、もしくは前任の長による後継者指名に基づく場合が優勢となつてゆく。つまり職業団体の自律化がみられる訳だが、この点を問題にするにあたり、一三〇〇年前後の時期に於ける職業団体の性格の変化につき検討を加えなければならぬ。

(1) 枚挙に暇がないが数例挙げるなら *14^e rue de l'Aigulherie, de l'Argenterie, de Verrerie, des Blanchiers, des Fustiers* 等。

(2) A. Gouon, *La réglementation des métiers*....., p. 138.

(3) L. I. M., n° CLXIV.

(4) A. Dupont, *Les cités de la Narbonnaise première depuis les invasions germaniques jusqu'à l'apparition*

du Consulat, Nîmes, 1942, p. 597. はモンブリエにみられる手工業者の集住を十二世紀末にはラングドック地方で唯一の例と看做しているが、この点につき、A・グロンはラングドック地方の他の諸都市の史料に基づいて詳細な反駁を展開している。A. Gouron, *La réglementation des métiers*..., pp. 70 et seqq.

(5) *P. Th.*, pp. 16-17. かように集住が成文慣習法に於いて強制される例は、モンブリエを置いて他にはみられない。

(6) *P. Th.*, pp. 95-97. 本稿の対象とする時代のスカラの内容を伝える史料としては他に次のものがあるが、いずれも職業団体の曜日毎の分類のみで、各市門への割り振りは記されていない。P. Th., pp. 97-98; J. Renouvier et Ad. Ricard, *Des maitres de pierre et des autres artistes gothiques de Montpellier*, Montpellier, 1850 (Extrait des Mémoires de la Société Archéologique de Montpellier), Documents, II Privileges et coutumes des Ouvriers (Ann. 1264), pp. 107-108. (各史料中の記載には僅かの異同がみられる)

(7) *P. Th.* の編纂者は書体から当文書を十三世紀に属するとしている。(P. Th., Notes sur les Etablissements, p. 578.) 各市門の建造時期を考え併せるならば、十市門の記載を含む当文書は一二六〇年以降の事態を表していることになる。(この年に St-Denis (新) 門の建造が許可さ

れたのである) L. Guiraud, *Recherches topographiques sur Montpellier au moyen âge*, Montpellier, 1895 (Extrait des Mémoires de la Société Archéologique de Montpellier), pp. 35-37. 実際 A. Germain, op. cit., t. III, p. 169. は十三世紀後半の文書であると考えている。(8) *P. Th.*, pp. 44-45. など G. C. 第九四条 (P. Th., pp. 42-43.) から市民の監視役 *sacha* の存在を窺うことが出来るが、この監視役とは市民による市門防衛義務を指すのであろうか。

(6) G. C. 以前に史料上スカラへの言及が皆無であることに加えて、次の事情も傍証となるだろう。一一九六年都市領主ギレム八世は囲壁に関する業務を一任するため *administratores* なる組織を創設したが、その際八名の有力市民から成る *administratores* は (領主により) 設定された *statuti(s)* と記されている。他方一二〇四年一一月のほぼ同内容の文書では選出された *electi(s)* et *statuti(s)* とあり、選挙制への移行を窺わせる。しかも後の場合人数が七名となっていることから、この時後代にみられる様にスカラを選挙の基礎にするに至ったことが推測される。このことは同時にスカラが一二〇〇年前後の時期に創設されたことを暗示している。J. Renouvier et Ad. Richard, *op. cit.*, Documents, I, pp. 105-106.

L・J・トマス、A・R・ルイス等の様にスカラの起源を著しく早い時期に求める研究者もあるが、いずれも史料

上の基礎づけを欠いている。それは寧ろスカラ制のうちに十二世紀を通じて高まりつゝあった市民の自治運動の投影をみだうとする視角に基つてゐると言つて可いであらう。L. J. Thomas, *Montpellier, ville marchande*, Montpellier, 1936, pp. 32-33; A. R. Lewis, "The development of town government Montpellier", *Speculum*, XXII (1947), pp. 61-62. など。A. Germain, *op. cit.*, t. I, p. 174, n. 1. はスカラの起源を既述の administratores が創設された時点に求めつゝいる様である。

- (10) 前註(9)後半部を参照。
 (11) J. Renouvier et Ad. Ricard, *op. cit.*, p. 10, n. 1.
 (12) L. I. M., n°CLXIV. なお本稿八五頁参照。
 (13) P. Th., pp. 255-256.
 (14) 例えは, *Commune*, t. I, n°III; n°IV; n°VIII. 等。
 (15) コンスル選挙については十三世紀に幾度か手続上の変更がみられるが、一二四六年の詳細な規定以後定着する。
Commune, t. I, n°XV; P. Th., pp. 100-101. 註(9)で触れた囲壁業務を司る administratores は後に obriers (de la Commune Clôture) と称されるに至るが、その選挙人を選ぶ場合にも職業団体の長が係りつゝゐる。P. Th., p. 116.
 (16) 本稿九三頁以下参照。また A. Gouyon, *La réglementation des métiers...*, pièces annexes, VI, pp. 415-419. には時代は十五世紀に下るが、各職種につき長の人數一覽が記載されている。

- (17) *Ibid.*, p. 218.
 (18) *Commune*, t. III, n°XXV.
 (19) A. Gouyon, *La réglementation des métiers...*, p. 218. など。白鞣皮製造業者 (P. Th., p. 284) 金銀細工師 (*Commune*, t. III, n°XXXVII) など航海商人 (*Commune*, t. III, n°XXXVIII; P. Th., pp. 297-298.) は例外である。
 (20) P. Th. に収められた監視人の誓約文書。

職 種	史 料
工 色 染 緋 練 精 色 銀 人 視 監 の 商 cf.	P. Th., pp. 263-264. p. 264. pp. 265-266. <i>Commerce</i> , t. I, n°XCV.
工 上 仕 絹 商 布 麻 織 商 物 物 亜 人 視 監 穀 cf.	P. Th., pp. 266-268. pp. 268-269. pp. 271-273. p. 274. pp. 297-298. <i>Commune</i> , t. III, n°XXXVIII.
人 視 監 水 草 の 製 車 白 鞣 小 皮 屋 製 造 監 業 者 視 者 人	P. Th., pp. 283-284. p. 284.
鞣 皮 製 造 業 者	p. 286.

職 種	史 料
ぶどう・ぶどう酒の監視人	pp. 295-296.
水運搬人の樽の監視人	p. 296.
毛皮商	pp. 298-299.
金銀細工師 (1355 年直後)	pp. 299-300.
大弩つくり*	p. 301.
蹄鉄工	pp. 301-302.
金箔師	pp. 303-304.
獣脂溶解業	p. 304.
獣脂ろうそく製造人	pp. 304-305.
しろめ陶器製造業者	pp. 307-308.

* 原史料に付せられたタイトルには、「大弩つくりの行う誓約」とあるが、実際にはその監視人の誓約である。

- (21) *P. Th.*, pp. 263-264. 四名の監視人はいずれも毛織物商が就任するよう規定されている。
- (22) *Commune*, t. III, n. XXXVI. 四名の監視人と三名の長が別箇に記載されている。

三 職業的カリタースの成立

(1) カリタースと職業

カリタースないしコンフレリーとは共同の祭礼や葬儀、

成員間の相互扶助、貧者の救済等を目的とする宗教的結社であり、中世ヨーロッパに普く存在したことが知られている。⁽¹⁾ その性格も文字通りの宗教団体から政治結社に至るまで多様であり、それに応じて構成員の性格にも種々の場合があったのである。ところで、モンブリエの職業団体は凡そ一三〇〇年頃を境として一斉にこのコンフレリーの機能を備え始めることが史料上推測できるが、恐らくこのことと係って同じ頃職業団体の性格に顕著な変化が生ずる。以下ではこの点を問題にしたい。

同都市に於いてコンフレリーあるいはカリタースがいま述べた時期以前に存在しなかった訳では勿論ない。例えば早くも十二世紀半ば頃 Guilem Ebrard なる人物の遺言に現れる聖フィルメン教会のコンフレリー *confaternitas ejusdem ecclesie* [*ecclesie Sancti Firmi*]⁽²⁾ が知られている。このコンフレリーは時に同職者から成るコンフレリーと性格づけられることもあったが、⁽³⁾ しかし Guilem Ebrard は都市領主ギレム家と繋がりのある人物であり、件のコンフレリーはこの人物から金銭の遺贈を受けていることからして、寧ろ聖職者および俗人⁽⁴⁾ 有力者を成員とする純宗教的団体とみるのが至当だろう。

加えて、十三世紀半ば以前には職業的コンフレリーが存在しないことを窺わせる次の様な傍証がある。モンブリエでは主の御昇天の祝日に *Charité Majoure* と称される市民が貧者にパンを施す催しが古くから行われていた。十四世紀にはパンの数の決定や当日の施しは職業的カリタース毎になされるので、この *Charité Majoure* のためのパン（あるいは金銭、小麦）を遺贈する場合も、遺言主の所属する職業的カリタースを通じてのが普通であった。然るに、一二一九年に毛織物商 *Jean Lucian*、一二五七年に香料商人 *Nicolas Vivian* は「くれるコンスル（都市参事会員）にあててかかる遺贈を行っている。つまり少くとも右の二職種については、カリタースが未組織であったものと推測されるのである」。

(2) 職業的カリタースの規約

十三世紀末を端緒として職業的カリタースの規約が書き留められ、今日に伝わっている。表3は既刊の文書につき、その年代と職種を纏めたものである。このうち理髪師に関する二点の文書はいずれも十三世紀後半という最も早い時期に属しているので、この間に於ける発展をみることで、とりわけ興味深い。先ずこれらの文

書の検討から始めよう。第一の文書（表3の①）以下、職業的カリタースの規約については原則として表3の番号により指示する）では一二五二年、二七名の理髪師（市民）が集まり、安息日の夕暮ののち、日曜日、種々の聖人の祝日等を休業日と取り決め、互いに誓約し合っている。この様に宗教上の祭礼にのみ係っているので、この取り決めおよび誓約は聖フィルメン教会参事会所に於いて、マグロヌ聖堂参事会首席および聖フィルメン修道院長の前で行われている。それは職業的カリタースの萌芽を表現していると理解できようが、しかしカリタースの組織自体が問題になっている訳ではない。一二九二—九三年の第二の文書（②）ではカリタースなる組織が現れ、その財政上の配慮が中心の問題となる。すなわち、徒弟や職人が当市に於いてその活動を始めるにあたりカリタースに対して支払わなければならない加入金、更には一二五二年の上記取り決め等の規約違反者に課せられるべき罰金が定められている。理髪業に関する限り、第二の文書の作成された一二九二—三年頃にカリタースが組織化されたとしてまず間違いないものと思われる。

ところで、第二の文書に於いていま一点、重大な変化

表3 職業的カリタースの規約

	年 代	職 種	史 料
①	1252年7月8日*	理髪師	<i>Commune</i> , t. III, n°XXIV
②	1292—93年2月	理髪師	
③	1292年5月	金銀細工師	n°XXXVII
④	1295年	獣脂ろうそく製造人	n°XXV
⑤	1298年6月	粉ひき	n°XXVI
⑥	1312年	家禽商	n°XXVII
⑦	1317年4月30日	ろうそく・香料商人(小売)	n°XXVIII
⑧	1317—18年3月16日	剪毛工	n°XXIX
⑨	1320年4月23日	スカート仕立人	n°XXX
⑩	1320年12月4日	靴直し	n°XXXI
⑪	1322年6月14日	古着屋	n°XXXII
⑫	1323年5月13日	篩手	n°XXXIII
⑬	1323年6月2日	仕立屋	n°XXXIV
	8月2日		
⑭	1324年8月23日	小間物商	n°XXXV
⑮	1340年6月17日	染色工	<i>Commerce</i> , t. II, n°CXIX
⑯	1350—51年3月2日	古着屋	n°CXXXV

* 本文中述べておいた理由により、当文書を職業的カリタースの規約に含めるのは正確ではない。

が認められる。それは、上記の如く聖職者の前^{した}で認められた第一の文書とは異なり、コンスルの立ち会いが明記されていることである。⁽⁷⁾ 取り決めの行われた場所は記されていないが、恐らくこれ以後の全ての規約と同様、市庁舎内に於いてであろうと想像される。いずれにせよ右の変化は、同職者のカリタース形成の動きに対するコンスルの対応を表現しているが故に見過すべきではない。この点に関連して一三二二年家禽商の規約(⑥)以降、職業的カリタースの規約は多かれ少なかれ一定の形式を備えるに至り、とりわけ前文に次の様な常套句が導入されるが、それは職業的カリタース形成に直面したコンスルの態度如何をあますところなく伝えていると言えよう。すなわち、家禽商の規約を一例にとるならば、「我々(家禽商(の長二名))は以下の取り決めにより *trassa*, *rassa*, *monopoli* を行うつもりはなく……ただ神と聖母マリアとあらゆる聖人の栄光のため、また家禽商のカリタースの改善のために当取り決めを行うものである」という。この *trassa*, *rassa*, *monopoli* の条りは文言の一致からしても、先に論

じた G. C. 第九七条「monopolium, rassa, trasza はこれを行なつてはならない」を念頭に置いたものであることは疑い得まい。つまり、コンスルは同職者によるカリタース形成のうちに経済的な独占団体に通ずる傾向を読み取っていたので、予めかかる傾向の阻止を目論み、規約作成を自らの前で行わせ、同時に G. C. 第九七条を遵守する旨の確認をとりつけたのであろう。通常右の常套句が前文ばかりではなく証書中再三に亘り繰り返されることから、それが単なる儀礼的・形式的文言にとどまらないことが推測される。ところで、次に掲げるナルボンヌのコンスル法令は同時代のものだが、いま似た事態をいっそう端的に語っていると言えよう。曰く、「我々〔コンスル〕は次の如く規定する。手工業者・商人・両替商は何人も、販売のためあるいは彼等の職業の他の点につきいかなる協定 *convenansa* も交してはならない。ただ祭礼の日に休業することや宗教上の行事 *creanzas* を行うための協定は除外して。」⁽⁹⁾

しかしコンスルの牽制にも係らず、職業団体の閉鎖化はコンフレリー形成を契機に格段の進展をみた様に思われる。実のところコンフレリーと職業団体は成員が重な

り合い、かつ同一の長により管理されるのが通例であった。先に引いた「職業団体の長の誓約」は文面からマジョルカ王が都市領主権を手にしていた時代（一二七六一—一三四九年）に属することが判るが、末尾の箇所でカリタースの管理に触れている⁽¹¹⁾。従つてそもそも当初から職業団体とカリタースとは混和せざるを得なかったのだが、とりわけカリタース運営のための財政的需要がこの傾向を助長した。一二九二年金銀細工師のカリタースの規約⁽³⁾は純粹に宗教団体の体裁を保っている唯一の例であつて、その運営は専ら成員・非成員が随時行ふ喜捨・贈与に依っている。しかし他の規約に於いては、第一に営業規則違反者に課せられる罰金⁽²⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾⁽⁸⁾⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾⁽¹⁶⁾、第二に全ての親方や職人が供出しなければならない定期的賦課金（親方—⁽⁵⁾⁽⁶⁾⁽¹²⁾⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾、職人—⁽⁵⁾⁽⁹⁾⁽¹³⁾）が定められており、カリタースの財政上の組織化は同時に職業団体のそれを意味することになるであらう。そればかりではない。第三に親方・職人・徒弟のカリタースへの加入金（親方—⁽¹¹⁾⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾⁽¹⁶⁾、職人—⁽²⁾⁽¹³⁾、徒弟⁽²⁾⁽⁴⁾⁽⁷⁾⁽¹¹⁾⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾）が現れ、以後何人であれモンプリエで営業を開始する限りこれを免れ得ない。一三二二年と一三五〇—五一

年の二様の規約が残されている古着屋の場合(それぞれ、^{⑪⑫})、親方の加入金はこの凡そ三十年間に一 *sestarius* の小麦(ほぼ二〇 *sols tounois* に相当)から六〇 *sols tounois* に、徒弟の加入金は一 *émine* の小麦から一 *sestarius* の小麦または二〇 *sols tounois* に引き上げられ、カリタースへの加入条件、とりもなおさず職業加入の条件がいっそう厳しくなる傾向を窺わせる。他方、親方の息子(他の縁者に及ぶ場合もある)につきこの加入金の免除を明記している規約も少なくはない。(親方の加入金免除―^{⑪⑫}、徒弟の加入金免除―^{②④⑬})要するに職業団体が外地人やもぐり業者に対して閉鎖化する兆しをみせたのであり、このことはすなわち、「職業に就く自由」という旧来の伝統からの訣別を意味したのである。

ところで十三世紀末以来、職業的カリタースの成立とまさに符合しつつ、職業団体の性格に別様の変化が現れる。その第一は職業団体が法人格性 *personnalité morale* を備えるに至ることである。換言すれば、職業団体自体が土地の所有や売買・贈与等の法律行為を行う事例がこの時期からみられるのである。一―二例のみ挙げるにと

どめるが、一三三七年の一史料中には鞆皮製造業者のカリタースに属するものと思われる二区画の土地《*honori de la corretayra*》の記述がみえ、また一二九四年には *Legassien* の農耕者のカリタースが囲壁に関する業務を司る都市官吏 *ouvriers de la Commune Clôture* から都市の壕の一部を賃借りしている。⁽²¹⁾

さて変化の第二はコンスルに対する職業団体の自律化である。関係史料の豊富なトゥールーズではコンスルの掌握していた長(監視人)の任命権が後退し、成員間の選挙あるいは前任者による後継者指名が一般的となる傾向が凡そ十四世紀半ばを境にして明瞭に看取される。⁽¹³⁾ モンブリエの場合、十四世紀後半以降長の選任方法を記載した史料が極く僅かであるため判断は難しいが、ただ一三六八年に肉屋および魚屋の長が職業団体の成員自身により選出されるべく定められていることは、この都市についてトゥールーズと同様の発展傾向を推測させるであろう。更に時代を下り十六世紀には外科医⁽¹⁴⁾理髪師⁽¹⁵⁾(一五一〇年頃)および刃物製造人(一五八一―八二二)⁽¹⁶⁾の場合が知られている。前者の長は四名で終身制と定められており、死去に際しては残りの長によって選出

されることとされている。また後者は成員による選挙である。但し、双方ともにこの時既に宣誓ギルド制を採用しているので、必ずしも十四世紀半ば頃の変質を直接表現するのではない。とまれ、カリタース形成に伴う職業団体の閉鎖化・独占化はいままた二様の変化と相俟って進展したと考えられるのである。

- (1) 職業団体のみに限定せず、広くコンフレリー全体を視野におさめた研究は、仏語文献に関する限り未だ数少ない。G. Le Bras, "Les confréries chrétiennes, problèmes et propositions", *R. H. D.*, XIX (1940-41), 310; E. Coornaert, "Les guildes médiévales (Ve-XIV^e siècles). Définition-Evolution", *R. H.*, CXCI (1948), 22 et 208; J. Deschamps, *Les confréries au Moyen Age*, Boreaux, 1958. 等。
- (2) L. I. M., n°CCXXV.
- (3) A. Germain, *op. cit.*, t. III, p. 466.
- (4) モンブリヤの史料では、十三世紀半ば以前にコンフレリーへの言及は史料一点に限られる。
- (5) 以上の叙述は、A. Gouron, *La réglementation des métiers...*, pp. 359-360. に依る。
- (6) 'domino Guillemo Christophori, archidiacono Magalonensi et priori ecclesie Sancti Firmi de Mon-

tispesulano'.

- (7) 'ab voluntat e ab autreiamen dels senhors consols de Monpesier e de P. de Tornamira lur assessor'.
- (8) P. Th., pp. 44-45. 本稿八一頁参照。
- (9) A. Gouron, *La réglementation des métiers...*, pp. 318 et seq. は独占を collectif と privé の両様に峻別したうえで、G. C. 第九七条の規定は職業団体成員の一部の者が行う秘密の約定のみを対象とし、職業団体全体による独占は含まれないとしている。しかし例えば一三二〇年靴直しの規約(⑩)等に於ては、「靴直しの団体 corpus あるいはその大部分の者たち」が市庁舎に集まり、その場に於ける取り決めに、rassa, trassa, monopoli を行う意図はまたその旨確認していることなら、collectif な独占を除外するのは妥当ではなからう。しかもA・モン自身 *Ibid.*, p. 78. に於て、G. C. 第九七条を解釈する際には少数者の私的独占ばかりでなく、「ある一定の時期に考えられた職業団体全体により行われる新来者を排除する試み」も含め考えているのであり、この点で自己撞着に陥っていると言わざるを得ない。
- (10) A. Gouron, *La réglementation des métiers...*, p. 319, n. 124.
- (11) P. Th., pp. 255-256. 本稿八八頁参照。
- (12) A. Gouron, *La réglementation des métiers...*, p. 361.
- (13) *Ibid.*, p. 217, Tableau récapitulatif des différents

modes d'élection des bayles des métiers à Toulouse.

(14) *Ibid.*, pp. 219-220.

(15) *P. Th.*, pp. 204-212.

(16) *P. Th.*, pp. 217-222.

結び

中世南フランスの職業団体は「自生的起源に由来する」というより寧ろ、都市行政の回りに自己を明らかにする⁽¹⁾。スカラ制への編成については史料の制約上、その起源的性格を明らかにし得ないが、いずれにせよA・R・ルイスの主張する様な職業団体の早期的・自生的発展を証明するものとは看做し難い⁽²⁾。また長(監視人)の設置もコンスルの都市行政上の必要から行われたのであった。この様に都市当局の不断の働きかけを通じて職業団体は育成され、発達した。コンスルの行使する統制力は南フランス職業団体を強く規定していたのであり、その端的な表れとしてモンブリエに於いては、手工業者・小売商の営業規則は主に慣習法特許状やコンスル法令、更にあらゆる手工業に義務づけられていたものと思われるコンスルに対する誓約文言中にみられ、職業的カリタースの

規約には皆無とは言えぬまでも極く僅かしか含まれていない。加えてコンスルは営業許可の権限を専ら自らのみに留保せんと試み、手工業者・小売商たちが何らかの独占団体形式を目標した場合に、かの「職業に就く自由」の原則を掲げつつその阻止を図ったのである。

しかし十三世紀末を端緒として同職者はカリタースを形成する動きを示すが、このことは職業団体の法人化や自律化を促す結果となった。同時に、職業団体が旧来の慣習法に反して排他的性格を帯びた点是否定し得ない。十四世紀の経過中、コンスルの立ち会いのもとに作成された規約全てにC. 〇 第九七条の文言の確認が繰り返されていることから判る様に、独占はなお公権力による承認を得られなかったけれども、既に実質的意味を有し始めていた。十五世紀末葉毛織物業者を皮切りに、モンブリエの商工業者たちはコンスルに伴われてフランス国王に願ひ出、北フランス流の宣誓ギルド制の受容を、従って独占団体形成を相次ぎ公認されるが、その素地は既に一世紀余り以前、職業的カリタースの形成により用意されていたと言ひ得るであらう。

(1) A. Gouyon, *La réglementation des métiers...*, p. 10.

(99) 中世南フランスに於ける職業団体

商工業者の誓約文言

職 種	史 料
緋色の染色工	<i>P. Th.</i> , pp. 262-263.
金銀細工師	pp. 264-265.
亜麻布染色工	pp. 269-270.
公証人	p. 270.
業種商	pp. 270-271
ろうそく製造人 (1307 年)	pp. 273-274.
旅籠屋	pp. 280-281.
粉ひきおよびその下男	pp. 281-283.
鞣皮製造業者	p. 285.
毛皮製造業者	p. 285.
帽子屋	pp. 285-286.
綱屋*	p. 287.
(肉屋の監視人および) 肉屋	pp. 287-288.
魚屋*	pp. 288-289.
パン焼き職人	pp. 289-290.
酒石商人	p. 294.
ぶどう・ぶどう酒づくり	pp. 294-295.
金銀細工師 (1355 年直後)	pp. 300-301.
しろめ陶器製造業者	p. 308.

* 原史料に付せられたタイトルには、それぞれ監視人の行う誓約とされているが、実際には一般の商工業者の行う誓約である。

(2) 本稿九〇—九一頁、註(9) 参照。

モンブリエに於ける宣誓ギルド制の受容

年 代	職 種
1476 年	毛織物業者
1495 年	外科医＝理髪師
1531 年	仕立屋
1564 年	錠前師
1572 年	業種商
1579 年	大工
1580 年	小間物商
1582 年	織布工
1584 年	刀剣研ぎ師
1586 年	石工
1600 年	綿入り麻織物業者
1603 年	綱屋, 樽屋, パン屋

A. Gouron, *La réglementation...*, p. 369; p. 370, n. 23. をもとに作成。

(4) *Commerce*, t. II, n. CCXIII.

(昭和五五年二月一〇日・一橋大学助手)